

第 7 回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会資料

【令和 6 年度地域の駐車・交通対策実施計画（案）】

目次

	Page
I. 令和 6 年度地域の駐車・交通対策実施計画（案）	01

令和 5 年（2023 年）10 月 5 日
豊島区 都市整備部 都市計画課

I. 令和6年度地域の駐車・交通対策実施計画（案）

（1）地域の駐車・交通対策の概要

- 池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアルにおいて、運用協議会は、地区の特性に応じた駐車施設の整備の促進及び適用地区における駐車施設の効率的な活用等のため、地域ルールの適用を受ける事業者が負担する地域貢献協力を原資として、「地域の駐車・交通対策」を実施するものとしている。
- 地域の駐車・交通対策の実施にあたっては、区と協議の上、年度毎の実施計画（案）を作成し、運用委員会にこれを諮り、その承認をもって実施計画として策定するものとしている。

＜地域貢献協力金によるまちづくりのイメージ＞



（2）これまでの地域の駐車・交通対策の実績

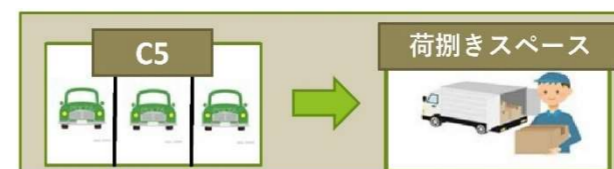
（名称）共同荷さばき駐車施設の整備

（時期）令和3年度

（助成金額）932,690円

（助成対象項目）線引き工事費、スタンド購入費

（概要）



普通車マス3台分を
荷さばきスペース1台に活用



活用イメージ（全体）



工事完了



工事完了

（名称）荷さばきルール運用協議会にて実施する啓発活動

（時期）令和3年度

（助成金額）96,930円

（助成対象項目）啓発活動参加者への謝礼、参加者が着用するチョッキ代、配布物の印刷代

（時期）令和4年度

（助成金額）961,900円

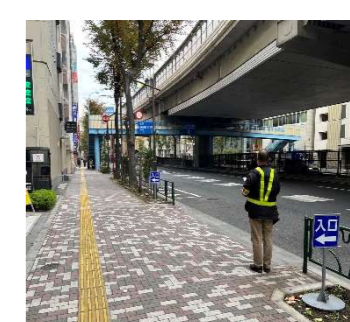
（助成対象項目）啓発活動参加者への謝礼、一般車両駐車抑制横断幕制作代、駐車状況調査費



啓発活動状況



横断幕製作（設置）



駐車状況調査

(3) 令和6年度地域の駐車・交通対策実施計画の検討フロー

<令和4年度末までの検討経過>

- 〇 駐車・交通対策実施計画の検討にあたっては、下記検討メニューの一覧表のとおり、「助成事業」および「自主事業」に分類し、対策の必要性及び実施にかかる費用等から実現性を評価し、メニュー毎に優先度を設定したもから年度ごとに選定した。

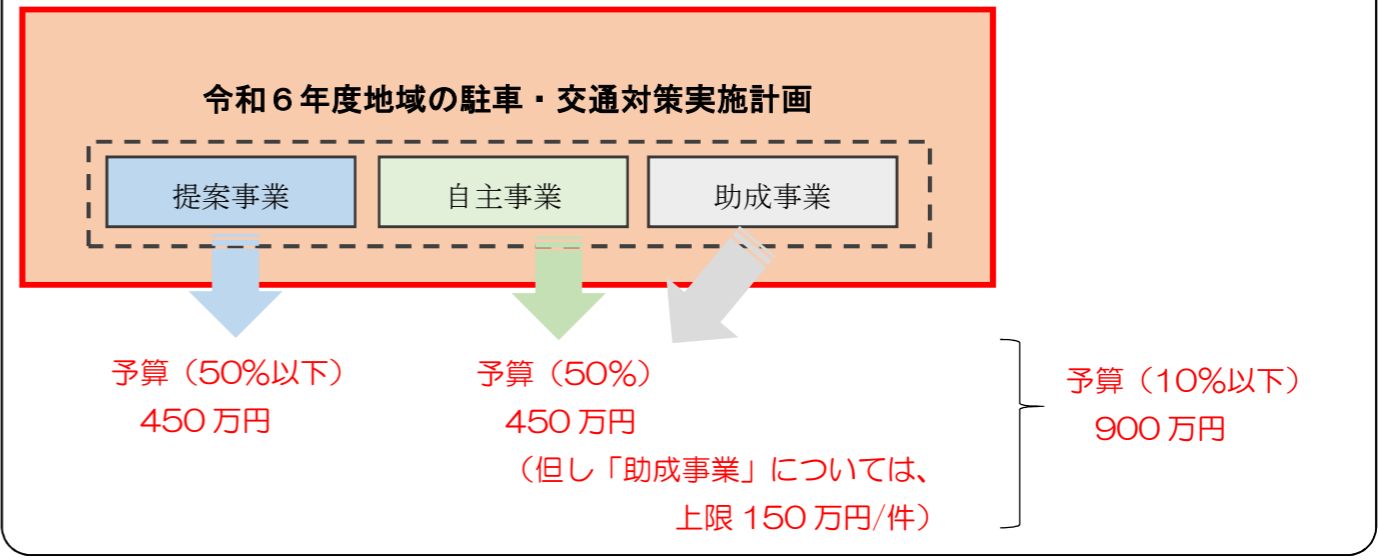
【参考1】地域の駐車・交通対策検討メニューの一覧表

	① 共同荷さばき駐車場施設整備助成（既存駐車場施設）	② 共同荷さばき駐車場施設整備助成（既存駐車場施設）	③ 共同荷さばき駐車場施設整備助成（土地の賃貸）	④ 共同集約事業への助成	⑤ 集約駐車場施設整備助成（新築建築物）
実施内容	共同荷さばき駐車場施設をより多く活用してもらうための対策に要する費用を助成する	既存駐車場施設の駐車スペースを改良して、共同荷さばき駐車場施設を整備するに要する費用及び関連施設整備の一部を助成する	空地などを共同荷さばき駐車場施設にするため、土地を賃貸（権利上げ）する場合に、事業者等に資料の一部を助成する	共同集約事業の確立に向けた社会実験の実施費用の一部、共同集約事業を実施するに要する費用の一部を助成する	建物の建て替えや開発等に併せて集約駐車場施設を新設する場合に、設置台数に応じた整備費等を助成する
実施場所	共同荷さばき駐車場施設	共同荷さばき可能な既存駐車場	貨物車が共同荷さばき可能な駐車区域	共同荷さばき駐車場施設	集約駐車場施設を整備する建築物
助成対象経費	共同荷さばき駐車場施設の活用促進に資する費用 ※システム管理、経常運用経費（人件費含む）は除く	駐車スペースの改変に要する費用	資料 駐車スペースの整備に要する費用 ※助成率、規模、期間については要検討	・社会実験の実施費用 ・事業費 ・配送費 ・共同集約施設（土地を含む）の資料 ※助成率、規模、期間については要検討	集約駐車場施設整備費 ※銀座ルールと同様の助成金を設定した場合は要検討
実施時期・期間	実施時	整備時	一定期間	一定期間	整備時
実施による効果	共同荷さばき駐車スペースの活用促進による路上荷さばき車両の軽減	貨物車の駐車場施設利用促進による路上荷さばき車両の軽減	共同荷さばき駐車スペースの確保による路上荷さばき車両の軽減	共同荷さばきの実施による路上荷さばき車両の軽減	集約駐車場施設の確保による隔地・集約化の促進
実施に向けた課題	「活用促進に資するもの」の助成対象項目が不明確なため、内容、影響範囲、事後検証等、助成対象として適切か検討が必要	共同荷さばき駐車場施設整備に関する方針の整理が必要	・補助対象や対象施設の要件等の基準や仕組みが必要 ・長期にわたると非常に大きな金額になる可能性がある	・補助対象や対象施設の要件等の基準が必要 ・事業の継続性が担保されない場合、助成による費用対効果が小さくなる可能性がある ・事業が長期化する場合、採算性の確保が必要となる	・集約駐車場施設は特定利用者のための施設であるため、協力金の利用対象として適切か検討が必要 ・設置者は、集約駐車場施設に隣地受け入れることで収入が得られるため、設置自体に助成する必要があるという考え方もある
優先度※	A	A	B	C	B
実施予定時期※	令和5年度～	令和3年度～	令和6年度以降	令和6年度以降	令和6年度以降
	⑥ 集約駐車場施設整備助成（既存駐車場施設）〔過年度から継続〕	⑦ 交通環境改善事業の実施（自主事業）〔本年度から継続〕	⑧ 駐車交通課題解消に資する調査の実施（自主事業）	⑨ まちづくり団体への助成（過年度から継続）	共同荷さばき駐車場施設整備助成（新築建築物）
実施内容	既存駐車場施設の駐車スペースを改良して、集約駐車場施設を整備するに要する費用及び関連施設整備費用の一部を助成する	運用協議会が主体となり、交通環境の改善や向上のために必要な物品の購入や交通安全施設の使用などの交通安全対策及び利便性向上策を実施する	運用協議会が主体となり、交通量調査、駐車実態調査、路上駐車台数調査などの駐車交通課題解消に資する調査を実施する	提案する事業が、地域の交通課題に対し、改善・貢献、もしくは「歩行者優先」のまちづくりに資する対策に資する費用を助成する	建物の建て替えや開発等に併せて集約駐車場施設を新設する場合は、設置台数に応じた整備費用を助成する
実施場所	集約駐車場施設を整備する建築物	地域ルール適用範囲周辺	地域ルール適用範囲周辺	地域ルール適用範囲周辺	共同荷さばき駐車場施設を整備する建築物など
補助対象経費	駐車スペースの改変に要する費用	事業実施に伴う費用	調査に資する費用	事業実施に伴う費用	共同荷さばき駐車場施設の整備費
実施時期・期間	実施時	実施時	実施時	実施時	整備時
実施による効果	・現行の基準に適合した集約駐車場施設の確保 ・集約駐車場施設の確保による隔地・集約化の促進	・地域ルール適用範囲周辺の交通の安全性及び利便性の向上 ・交通安全対策及び利便性向上施策の目的、内容、実施時期等について検討が必要	・交通量や駐車場に関する実態の把握 ・調査結果のデータに基づく効果的な地域ルールの適用の促進	・交通課題全般の改善 ・意識啓発	集約化による駐車スペースの確保、共同集約事業の推進等による交通課題の解消、歩行者優先のまちづくりの促進等
実施に向けた課題	・集約駐車場施設は特定利用者のための施設であるため、協力金の利用対象として適切か検討が必要 ・設置者は、集約駐車場施設に隣地受け入れることで収入が得られるため、設置自体に助成する必要があるという考え方もある	・交通安全対策及び利便性向上施策の目的、内容、実施時期等について検討が必要	・調査の目的、内容、実施時期等について検討が必要	・実施事業と交通課題との関連性について検討が必要 ・目的、内容、実施時期等について検討が必要	・運用メニューを新たに検討することとした。
優先度※	A	A	C	A	B

(4) 令和6年度地域の駐車・交通対策実施計画（案）

1) 枠組み

※R5年9月末時点の法人会計現金預金約9,000万円



【実施内容】①提案事業（ガイドラインの課題への対応）

【実施予算額】450万円

<池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドラインによる提案事業の発足>

- 〇 「西口地区」「東口地区」「東池袋地区」の各地区における交通・まちづくり課題を整理し、地区全体での具体施策を取りまとめたものを「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」として令和5年3月に策定した。
- 〇 ガイドラインに基づく施策を「提案事業」と位置付け、審査は池袋地区駐車・まちづくり推進協議会が行い、運用協議会宛てに通知されることとなる。従って、これまでの「助成事業」および「自主事業」に、新たな「提案事業」を加えた3つの事業を地域貢献協力金の活用事業と定めた。
- 〇 活用する年度予算額も300万円という一律資金から、直近の法人会計の現金預金の10%と流動性を持たせ、提案事業についてはその50%以下とし、「助成事業」と「自主事業」を管轄する地域ルール運用協議会に主体性を持たせることとした。
- 〇 また、各事業の区分けとして、地域ルール運用協議会でを行う「助成事業」および「自主事業」は、「駐車場に関するもの」および「単年度事業」と限定し、「交通環境改善に資する事業」および「複数年度事業」などについては「提案事業」と定めた。



取組みまとめ表

課題	短期（6年後）の取り組み	中期（13年後）の取り組み	長期（2035年以降）の取り組み
車庫の不足	地域ルールによる増設台数の増設を2035年まで継続		
集約駐車場の不足	地域ルールに基づく増設台数を確保 ・アスファルト改良 ・既存集約駐車場を改良 ・新たな集約駐車場増設		共同集約システムの整備を進め、集約率を向上させる
駅近の路上駐車	ワンウェイ化 ・歩行者優先の歩道整備 ・歩行者専用レーン整備	歩行者専用レーン整備	
歩行者の歩行	地域ルールによる歩行者専用レーン整備を2035年まで継続 ・歩道内歩行者専用レーン整備 ・歩行者専用レーン整備 ・歩行者専用レーン整備	歩行者専用レーン整備	
駅前への駐車場の確保	地域ルールによる駅前駐車場の増設と既存駐車場の整備を2035年まで継続		
歩行者の歩行	特定区域の歩行者専用レーン整備 ・歩行者専用レーン整備		
集約駐車場の不足、増設	地域ルールによる増設台数の増設を2035年まで継続		
二輪車駐車場の確保	・歩道内歩行者専用レーン整備 ・歩道内歩行者専用レーン整備 ・歩道内歩行者専用レーン整備		まちづくりの促進を進め、二輪車専用駐車場の確保・整備
既存駐車場の活用	地域ルールによる既存駐車場の活用を2035年まで継続		
道路の幅員拡張	運用メニューによる歩行者専用レーン整備	運用メニューによる歩行者専用レーン整備	
駅近駐車スペースの有効活用	歩行者専用レーン整備		
歩行者の歩行	歩行者専用レーン整備 ・歩行者専用レーン整備		
歩行者の歩行	歩行者専用レーン整備 ・歩行者専用レーン整備		
歩行者の歩行	歩行者専用レーン整備 ・歩行者専用レーン整備		
歩行者の歩行	歩行者専用レーン整備 ・歩行者専用レーン整備		
歩行者の歩行	歩行者専用レーン整備 ・歩行者専用レーン整備		
歩行者の歩行	歩行者専用レーン整備 ・歩行者専用レーン整備		
歩行者の歩行	歩行者専用レーン整備 ・歩行者専用レーン整備		
歩行者の歩行	歩行者専用レーン整備 ・歩行者専用レーン整備		

令和6年度地域の駐車・交通対策実施計画へ反映

【実施内容】②助成事業

【実施予算額】450万円（③自主事業と併せて）

A 共同荷さばき駐車施設活用促進助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	共同荷さばき駐車施設をより多く活用してもらうための対策に要する費用を助成する
助成比率	実施に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

B 共同荷さばき駐車施設整備助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	既存駐車施設の駐車マスを改変して、共同荷さばき駐車施設を整備するのに要する費用及び関連設備費用の一部を助成する
助成比率	実施に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

C 集約駐車施設整備助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	既存駐車施設の駐車マスを改変して、集約駐車施設を整備するのに要する費用及び関連設備費用の一部を助成する
助成比率	改変に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

D バリアフリー化への整備助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	既存駐車施設における移動制約者対応として、バリアフリー経路の整備、障害者用駐車マスへの改変に要する費用を助成する
助成比率	実施に要する費用の100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設（個人宅の既存駐車施設は除く）
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

【実施内容】③自主事業

【実施予算額】450万円（②助成事業と併せて）

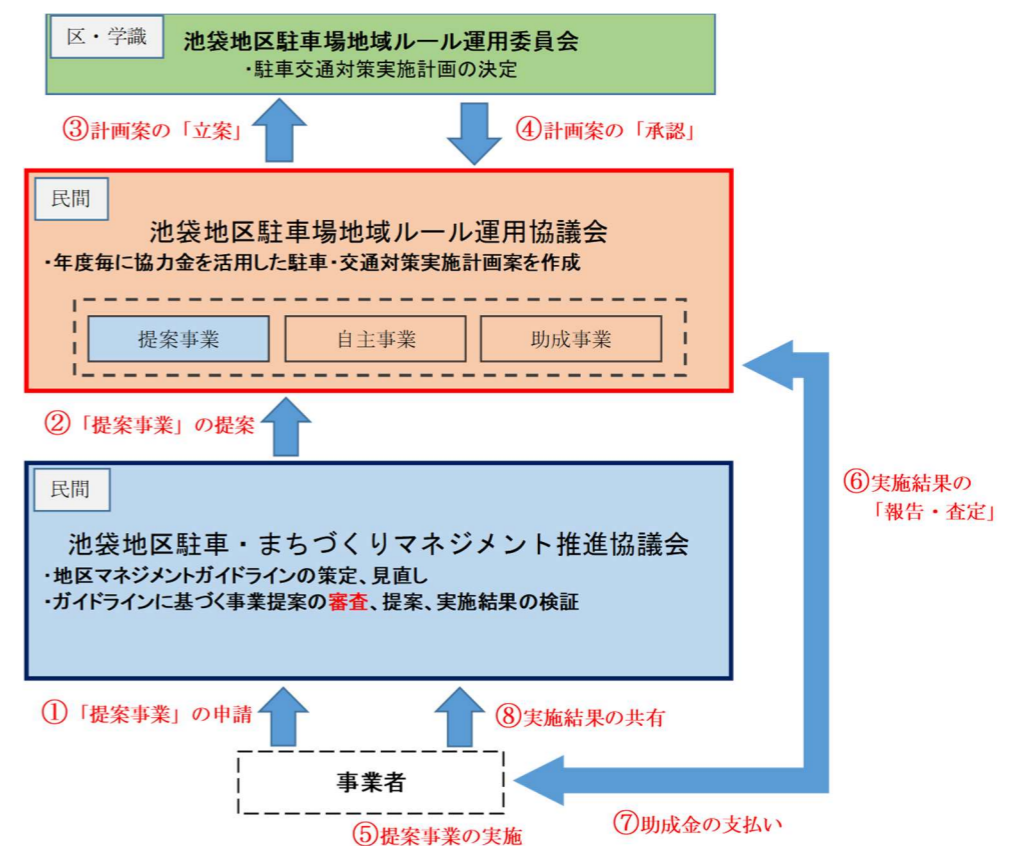
A 交通環境改善事業の実施

項目	内容
事業内容	運用協議会が主体となり、交通環境の改善や向上のために必要な物品の購入や交通安全施設の設置などの交通安全対策及び利便性向上策を実施する
実施場所	地域ルール適用範囲周辺
実施要件	池袋地区駐車地域ルール運用協議会理事会にて採択されたもの

B 駐車交通課題解消に資する調査の実施

項目	内容
事業内容	運用協議会が主体となり、交通量調査、駐車場実態調査、路上駐車台数調査などの駐車交通課題解消に資する調査を実施する
実施場所	地域ルール適用範囲周辺
実施要件	池袋地区駐車地域ルール運用協議会理事会にて採択されたもの

（※参考）提案事業の申請フローおよび駐車・交通対策実施計画の策定フロー



(5) 令和6年度における提案事業について

○ 令和5年9月11日に開催された「池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会」にて審査・採択された令和5年度事業は、以下2件となる。

【案件①】

事業名称 : 令和6年度 荷さばきルール啓発活動
 助成金交付申請額 : 2,170,942 円
 申請事業者 : 南北区道周辺荷さばきルール運用協議会

【案件②】

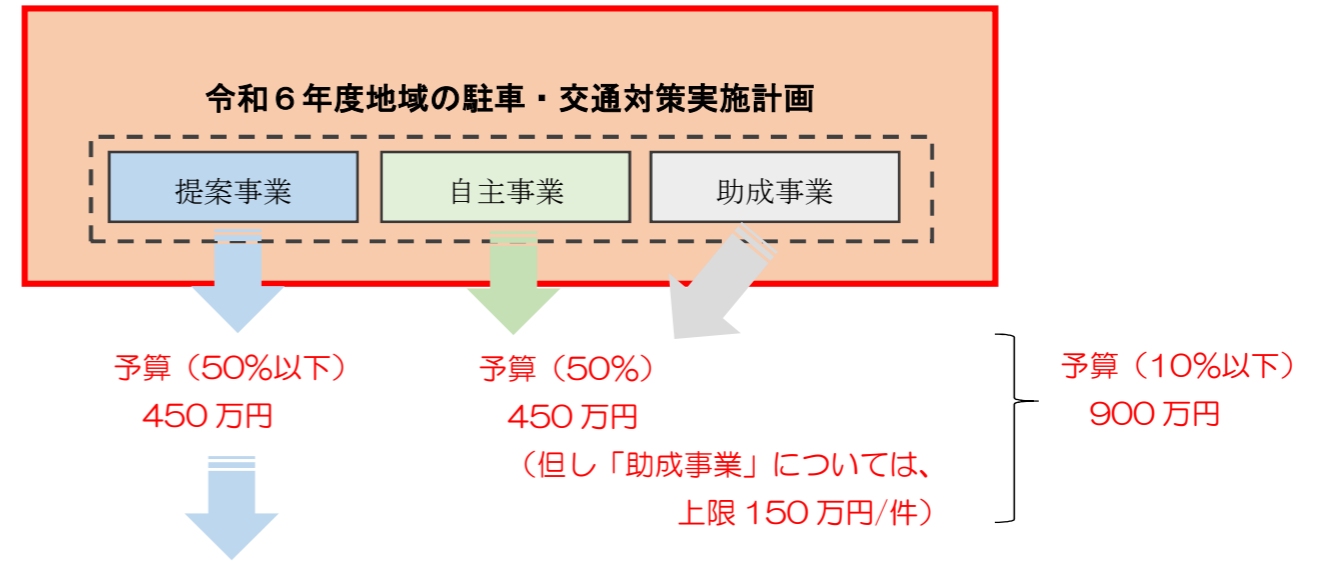
事業名称 : 令和6年度 S-PARK加入促進
 助成金交付申請額 : 1,200,000 円
 申請事業者 : 池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会(事務局)

(6) 提案事業について(事業概要まとめ)

別紙参照

(7) 令和6年度地域の駐車・交通対策実施計画の状況について

※R5年9月末時点の法人会計現金預金約9,000万円



推進協議会より2件

① 令和6年度 荷さばきルール啓発活動 (助成申請額) 2,170,942 円

② 令和6年度 s-park 加入促進 (助成申請額) 1,200,000 円

計 3,370,942 円 (残) 1,129,058 円

※R6年度の予算および案件候補について

【予算】
 西口再開発の申請および審査状況に伴い、地域貢献協力金の前渡金約1億円(10%分)の収入が見込まれ、現状の現金預金と併せて約2億円相当になっていることが見込まれる。これに伴い、R5年度末に再度、R6年度予算900万円を2,000万円に増額改訂することも検討している。

【自主事業】
 当運用協議会の「一般社団法人化」について、具体的な事務手続きに移ることとなった際には、司法書士等に依頼することを想定している。

【助成事業】
 サンシャイン通りに完成した「申請案件2号」(60ビル)において、共同荷さばき駐車施設の運用の開始が予定されている。「運用促進」の面から、当助成システムも視野に入れつつ、事業者と検討している。

<提案事業様式-3:提案事業通知> 令和5年9月12日

池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会
 理事長 飯 栄一郎 様

池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会
 会長 近藤 正仁
 事務局:豊島区都市計画課交通政策担当課長 五十嵐 友 (公印省略)

提案事業に関する通知書

令和5年9月11日に開催された「池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会」において、提案事業として採択されましたので、下記のとおり通知します。

年 度	令和6年度
提案事業の名称	令和6年度 荷さばきルール啓発活動
計画 所在地	(地名地番) 東池袋 南北区道周辺 (住居表示) 東池袋1丁目20付近
事業に要する予算総額	2,170,942 円
助成金交付申請額	2,170,942 円
事業の開始及び完了予定年月日	令和6年4月1日～令和7年1月31日予定
申請者連絡先	部署:南北区道周辺荷さばきルール運用協議会 事務局 氏名:木下 透 井上 真理 電話:03-4566-2635 E-mail:tooru-01-kinoshita@city.toshima.lg.jp mari-52-inoue@city.toshima.tokyo.jp
備考	

提案事業に関する採択通知書
 (①令和6年度荷さばきルール啓発活動)

<提案事業様式-3:提案事業通知> 令和5年9月12日

池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会
 理事長 飯 栄一郎 様

池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会
 会長 近藤 正仁
 事務局:豊島区都市計画課交通政策担当課長 五十嵐 友 (公印省略)

提案事業に関する通知書

令和5年9月11日に開催された「池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会」において、提案事業として採択されましたので、下記のとおり通知します。

年 度	令和6年度
提案事業の名称	令和6年度 s-park 加入促進
計画 所在地	(地名地番) 池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会 対象範囲 (住居表示)
事業に要する予算総額	1,200,000 円
助成金交付申請額	1,200,000 円
事業の開始及び完了予定年月日	令和6年4月1日～令和7年2月29日
申請者連絡先	部署:池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会 事務局 氏名:青木 吉士郎 電話:03-4566-2635 E-mail:koushirou-01-aoki@city.toshima.lg.jp
備考	

提案事業に関する採択通知書
 (②令和6年度 S-PARK 加入促進)